

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野での女性差別撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」は、1979年に国連総会で採択され、日本は1985年に批准した。

女性差別撤廃条約選択議定書は通報制度と調査制度を内容とし、女性の人権保護の国際基準として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。1999年に国連総会で採択され、現在締約国189か国中114か国が批准しているが、日本はいまだ批准していない。

2020年12月に策定された第5次男女共同参画基本計画には、「今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保できる分岐点である」との危機感が高く、また、その中で、「日本における男女共同社会の進捗状況は、国際社会のスピード感を備えた進捗と比較すると遅れたものとなっている」と記され、事実、2019年に世界経済フォーラムが公表した各国の男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2019」で日本は153か国中121位であった。第11分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の項で、「女性差別撤廃条約選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とされている。

さらに、昨年より拡大を続けるコロナ禍は、特に女性に深刻な影響を与え、「女性不況」の様相を呈していると確認されている。

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、2020年4月、各国政府に対し、女性と女児を新型コロナウイルス感染症への対策の中心に据えるよう要請している。ジェンダー平等と女性の人権は、今般の感染症拡大を切り抜け、より早く経済回復し、全ての人にとってよりよい未来を築くために必要不可欠である旨を述べている。

コロナ禍で顕在化し、また深刻化した女性への差別の撤廃、またポストコロナ「新しい日常」を構築するファクターである男女平等、ジェンダー平等が喫緊の課題であることは明確であることから、女性の人権を守る国際基準である女性差別撤廃条約選択議定書の批准は不可欠である。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、日本が男女平等社会を実現し、また人権の先進国として国際社会の信頼を得るために、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報制度を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

様

東京都府中市議会議長

横 田 実